

焼津市認定こども園施設整備計画について（案）

1 当市の現状について

焼津市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、令和7年3月に策定した「焼津市こども・若者スマイルプラン（以下「プラン」といいます。）」に基づいて、既存園（幼稚園、認可保育所、小規模保育所）の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」をいいます。）への移行に向けた整備支援等、入所枠の拡充の取組みを進めているところです。

一方、プランで定める区域ごとに「幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保」を見ますと、中部区域における供給体制が1号～3号のすべてにおいて足りていません。中部区域は、他区域と比べ子育て世帯が多く、特に2号認定・3号認定の子どもに対する保育需要が比較的高い傾向にあります。

市全体としては、出生率も減少傾向にあり、教育・保育量の見込みも減少していくものとみられますので、将来的には供給不足はゆるやかに解消されていくものと思われませんが、当市としては、できる限り多くの子どもたちに保育を提供できる環境を整えるため、中部区域の供給量の確保・増加に資する認定こども園を創設（既存園の認定こども園化を含む。以下同じ。）する事業者を募集したいと考えます。

また、北部区域において学校法人齋藤学園が運営する「焼津中央幼稚園」が令和10年4月1日から認定こども園に移行するため、同法人が園舎改修工事を計画しています。焼津中央幼稚園は、北部区域と中部区域の境に位置しており、施設整備をすれば中部区域の子どもも通うことが可能となるため、北部区域だけでなく中部区域についても良好な保育環境が整うものと考えられます。

2 施設整備計画の内容

上記の現状を踏まえた施設整備計画は、おおむね以下のとおりです。

(1) 公募する認定こども園に係る施設整備計画

ア 区域 中部区域での創設を優先する。

イ 創設時期 令和11年4月1日までに創設する。

ウ 整備後の利用定員（基準となる人数）

	1号 認定	3号認定			2号認定			合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公募する認定 こども園の規模	5人	6人	10人	12人	14人	14人	14人	75人

(2) 北部区域において創設する認定こども園に係る施設整備計画

ア 施設名 焼津中央幼稚園

イ 創設時期 令和10年4月1日

ウ 整備後の利用定員

	1号 認定	3号認定			2号認定			合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
焼津中央幼稚園	55人	3人	12人	20人	60人			150人

3 今後の方針

新たな認定こども園の創設により、令和10年度以降、北部区域と中部区域における2号認定の「確保の内容」はおおむね改善されると予想されます。

なお、供給量が不足している年齢層については、引き続き隣接区域との利用調整等を行い、市全体で弾力的な運用を図ることで、保育ニーズに対応します。

また、施設整備計画の実施による保育の供給量の増加は、いわゆる「需要の掘り起こし」にもつながり、需要量にも変化が生じることが考えられますので、この場合は、既存園の認定こども園化を後押ししたりするなど、柔軟に対応していきたいと考えております。